我孫子市告示第２７１号

平成２８年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成２７年条例第１号）第７条第３項の規定により告示する。

平成２７年１１月２０日

我孫子市長　星　野　順一郎

１　我孫子市公契約条例第７条第１項第１号により定める額

［単位：円（１時間当たり）］

No.	職　　種	労務報酬 下限額	No.	職　　種	労務報酬 下限額
1	特殊作業員	２，１４０	26	高級船員	２，７６０
2	普通作業員	１，８１０	27	普通船員	２，１７０
3	軽作業員	１，３１０	28	潜水士	３，５７０
4	造園工	２，０１０	29	潜水連絡員	２，５４０
5	法面工	２，３２０	30	潜水送気員	２，５４０
6	とび工	２，４８０	31	山林砂防工	２，５５０
7	石工	２，４７０	32	軌道工	４，２７０
8	ブロック工	２，３２０	33	型わく工	２，２６０
9	電工	２，１５０	34	大工	２，５５０
10	鉄筋工	２，５２０	35	左官	２，４６０
11	鉄骨工	２，２５０	36	配管工	２，０５０
12	塗装工	２，４２０	37	はつり工	２，２５０
13	溶接工	２，５６０	38	防水工	２，６００
14	運転手（特殊）	２，１３０	39	板金工	２，５００
15	運転手（一般）	１，９００	40	タイル工	２，４１０
16	潜かん工	２，６６０	41	サッシ工	２，３００
17	潜かん世話役	３，１５０	42	内装工	２，４７０
18	さく岩工	２，４４０	43	ガラス工	２，２３０
19	トンネル特殊工	２，５４０	44	建具工	２，１８０
20	トンネル作業員	２，１８０	45	ダクト工	２，０２０
21	トンネル世話役	２，８７０	46	保温工	２，０７０
22	橋りょう特殊工	２，７２０	47	設備機械工	２，１１０
23	橋りょう塗装工	２，７９０	48	交通誘導警備員Ａ	１，２６０
24	橋りょう世話役	３，０５０	49	交通誘導警備員Ｂ	１，０９０
25	土木一般世話役	２，２７０			

※　ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する労働者及び年金等の受給のため労働の対価を調整している労働者の労務報酬下限額は、上表の軽作業員の７０パーセントとする。（１円未満は切上げ）

労務報酬下限額	９１７円（１時間当たり）

２　我孫子市公契約条例第７条第１項第２号により定める額

労務報酬下限額	８３９円（１時間当たり）